

山梨県公報

号外第四十八号

平成二十七年

七月十五日

水曜日

目次

規則

- 山梨県条例施行規則の一部を改正する規則……………一
○山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………八
○山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………八

規則

山梨県規則第三十四号

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項第五号口及び第二項中「日付け」を「日付」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第五項第一号口中「定めており、かつ、当該県税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する県税関係帳簿が、条例第七十三条第一項又は第七十四条第一項の承認を受けたものである」を「定めている」に改め、同項第二号イ(1)中「以下この項」を「第六号ニ」に、「Z六〇一六の四・一・一」を「Z六〇一六の五・一・一」に改め、同号口を削り、同号ハ中「電子署名が行われている当該県税関係書類に係る」を「一の入力単位ごとの」に、「財団法人日本データ通信協会(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。第四百十六号様式において同じ。)」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改め、同号ハを同号口とし、同号ニを次のように改める。

ニ 当該県税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該県税関係書類の大きさにに関する情報

第六十四条第五項第二号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第五号中「日付け」を「日付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号口中「明りようで」を「明瞭で」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 当該県税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に
関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該県税関係書類の作成又は受領から当該県税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制

ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手

続

ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原

因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

第六十四条第六項中「及び第二号ハ」を「第二号ハ(2)に係る部分に限る。」及び
第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

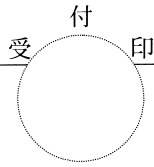
第六十五条第一項第二号及び第二項中「日付け」を「日付」に改める。
第四百四十三号様式の二を次のように改める。

第143号様式の2 (第63条の2関係)

年度 狩猟税収入証紙納付書				
納税者				収入証紙貼付欄
ふりがな 氏名				
住所				
電話番号				
納付額				
第1種銃猟免許		網猟免許 わな猟免許		第2種銃猟免許
① ②以外の者	② 道府県民税 又は都民税の 所得割額の納 付を要しない 一定の者	① ②以外の者	② 道府県民税 又は都民税の 所得割額の納 付を要しない 一定の者	
1 山梨県県税条例第169条第1項に該当 (同条第2項に非該当) する者				
16,500円	11,000円	8,200円	5,500円	5,500円
2 1のうち山梨県県税条例附則第12条の16の3第1項又は第2項に該当する者				
8,200円	5,500円	4,100円	2,700円	2,700円
3 山梨県県税条例第169条第2項第1号に該当する者				
4,100円	2,700円	2,000円	1,300円	1,300円
4 山梨県県税条例第169条第2項第2号に該当する者				
12,300円	8,200円	6,100円	4,100円	4,100円

第四百四十六号様式を次のように改める。

県税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書



年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

(フリガナ)
住所又は居所 (法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)

(電話番号 — —)

(フリガナ)
名称

(フリガナ)
氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)

印

(フリガナ)
代表者住所 (法人の場合に限る。)

(電話番号 — —)

山梨県県税条例第173条第3項の承認を受けたいので、同条例第175条第2項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係書類の種類、書類の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

書類の種類			書類の保存に代える日	保存場所	入力方式	条例第173条第1項又は第174条第1項の帳簿備付	関連帳簿	国税関係申請状況
税目	名称、作成事務所等	ファイル形式						
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか <input type="checkbox"/> 適時	有・無		未・済 税務署

※ 処理欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

(スキャナ4の1)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所						
都道府県名		所在地				
3 設立の日（新たに設立された法人が、条例第175条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合に記入）						
年 月 日						
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び承認を受けようとする場合）						
区分	対象となつた書類の種類		届出書の提出		年月日	
	税目	名称、作成事務所等	通知書の受理			
取りやめ届出					年	月 日
取消し通知					年	月 日
取りやめ届出					年	月 日
取消し通知					年	月 日
取りやめ届出					年	月 日
取消し通知					年	月 日
取りやめ届出					年	月 日
取消し通知					年	月 日
5 承認を受けようとする県税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要						
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所（委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地）	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託		

(スキャナ4の2)

6 山梨県県税条例施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

- (1) スキャナの基準（第64条第4項、第64条第5項第2号イ関係）
 解像度が1ミリメートル当たり8ドット（200dpi）以上で読み取るものである。
 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。

(2) タイムスタンプの付与に関する措置（第64条第5項第2号ロ関係）

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて県税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて県税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(3) 県税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第64条第5項第2号ハ関係）

- 県税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。

(4) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算処理システムの概要（第64条第5項第2号ニ関係）

- 記録事項について訂正を行った場合には、訂正の全ての履歴が必ず確認できる。
 記録事項について削除を行った場合には、訂正の全ての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(5) 記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報の確認に関する措置（第64条第5項第3号関係）

- 記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる。

(6) 県税関係書類の作成又は受領から当該県税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務の適正な実施を確保するために必要な規程の整備に関する措置（第64条第5項第4号関係）

- 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制に関する規程を定めている。
 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続に関する規程を定めている。
 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制に関する規程を定めている。

(7) 県税関係書類に係る電磁的記録と県税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第64条第5項第5号関係）

- [一連番号、伝票番号、その他 ()] により県税関係書類と県税関係帳簿との関連性を確認することができるようにする。
 上記以外の方法による。

()

(スキャナ4の3)

- (8) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第64条第5項第6号関係）
- 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル（14インチ）以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。
 - カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

- (9) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第64条第1項第3号、第64条第5項第7号関係）

- 次の書類を備え付ける。
 - <システムの概要を記載した書類>
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他（ ）
 - <システムの開発に際して作成した書類>
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 その他（ ）
 - <システムの操作説明書>
 - システム全体 スキャナ装置 訂正削除管理機能 検索機能 電子署名 タイムスタンプ
 - その他（ ）
 - <電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類>
 - 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他（ ）
 - 契約書（ 電子署名 タイムスタンプ）

- (10) 検索機能の確保に関する措置（第64条第1項第5号、第64条第5項第7号関係）

- 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/> 取引先名称 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
- 2以上の記録項目を組み合わせ条件を設定することができる。

- (11) 知事が定める書類について適時に電磁的記録に記録する場合の措置（第64条第6項関係）

- 第64条第6項に定める電磁的記録の保存を行う場合には、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類（責任者が定められているものに限る。）を備え付ける。

7 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

（スキャナ4の4）

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年九月三十日から施行する。ただし、第四百四十三号様式の二の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正後の第六十四条第三項、第五項及び第六項の規定は、この規則の施行の日以後に提出する申請書(山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第七十五条第二項に規定する申請書をいう。以下この項において同じ。)に係る県税関係書類(同条例第七十三条第二項に規定する県税関係書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に提出した申請書に係る県税関係書類については、なお従前の例による。

山梨県規則第三十五号

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、防災新館及び県民会館」を「及び防災新館」に改める。

第十二条第一項の表中

県庁舎の県民会館 正面出入口 北出入口	午前八時	午後五時四十五分
	午後五時四十五分	
県議会議事堂 正面出入口 南出入口	午前八時	午後五時四十五分
	午後五時四十五分	

県議会議事堂 正面出入口	午前八時	午後五時四十五分
	午後五時四十五分	

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

山梨県規則第三十六号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「第十七項第一号イ」を「第十八項第一号イ」に改め、同号口中「第二十二項第一号ロ」を「第二十三項第一号ロ」に改め、同条第四項第八号中「及び第二十一項第一号」を「、第十二項第三号及び第二十二項第一号」に改め、同条第三十項を第三十一項とし、第二十七項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十六項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を第二十六項とし、第十五項から第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項第二号イ(3)中「第十七項第四号ロ」を「第十八項第四号ロ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 条例第二十条第四項第一号に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第二十条に次の一号を加える。

十 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

附則第二項中「第十六条第一項から第二十九項まで」を「第十六条第一項から第三十項まで」に改める。

附則第三項中「第十六条第十四項及び第二十九項」を「第十六条第十五項及び第三十項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の規定は、この規則の施行の日以後にされる山梨県立自然公園条例（昭和三十三年山梨県条例第七十四号）第二十条第四項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十七年九月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第二十条第一項第十号の規定は、適用しない。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番